

鳥取県国土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国土整備部（各総合事務所国土整備局及び各国土整備事務所を含む。以下同じ。）が発注する建設工事に係る測量等業務の落札者を総合評価競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札であって、落札者決定の基準を数式等により明確にする等した本県独自の制限付一般競争入札（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき入札参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）をいう。以下同じ。）により決定する場合について、当該入札に係る調達公告（以下「調達公告」という。）、平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的な事項等について）で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で使用する用語の例による。

(総合評価競争入札の方式の選定)

第3条 発注機関は、総合評価競争入札により落札者を決定する場合には、測量等業務の難易度、規模、地域性等を考慮して、次の各号のうちいずれかの方式を選定するものとする。

(1) 地域密着型

小規模な業務を対象として、会社の地域性等により総合評価競争入札を行うものをいう。

(2) 簡便型

落札者決定の決定に際して会社の技術者数や配置技術者の資格・実績等の評価により総合評価競争入札を行うものをいう。

(対象業務)

第4条 次の表の左欄の方式に付する測量等業務（測量業務及び地質調査業務を除く）（以下「対象業務」という。）は、同表右欄の予定価格の業務の中から、発注機関が選定するものとする。

方式	予定価格
地域密着型	400万円以上 1,000万円未満
簡便型	1,000万円以上

(入札参加条件)

第5条 対象業務の受託者を決定しようとするときは、別表第1に掲げる入札参加条件を設けるものとする。

(業務分野の設定)

第6条 発注機関は、対象業務の業務分野を別表第2の業務分野の小分類又は区分の欄から一つ選択し、調達公告において明示するものとする。

(落札予定者の決定)

第7条 発注機関は、総合評価競争入札に係る業務の予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、その者の提示した入札書に基づき、第1号に掲げる項目を第2号に定める方法で採点評価し、第3号で定める方法で審査した後に評価点数が最高の者を落札予定者とする。

(1) 評価項目

	地域密着型	簡便型
入札価格点数	入札書に記載された入札価格	
事務所位置点数	応募者の事務所の位置	—
技術点数	配置技術者の資格 — —	配置技術者の資格・実績等 技術者数 男女共同参画推進企業の認定の有無
	県が発注した総合評価競争入札により落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない業務の件数（以下「会社の手持ち業務件数」という。）。なお、それぞれの方式による入札で落札したものに限る。	

	資格停止等の有無
	県が発注した測量等業務の会社の業務成績評定点

(2) 評価方法

ア 入札価格点数

入札価格点数は、次表に定める点数を上限として鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成 19 年 7 月 27 日付第 200700062528 号鳥取県県土整備部長通知。以下「成果品重点確認要綱」という。）第 2 条に規定する成果品重点確認価格を、その入札参加者が提示した入札額で除して得た数に次表の点数を乗じた数（小数点以下 2 位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

地域密着型	簡便型
80	60

イ 事務所位置点数

事務所位置点数は、別表第 3-1～2 に定める採点基準により算定した数とする。

ウ 技術点数

技術点数は、次表に定める採点基準により採点を行った数（小数点以下 2 位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

地域密着型	簡便型
別表第 3-1～2	別表第 4-1～2

エ 評価点数

評価点数＝入札価格点数＋事務所位置点数＋技術点数

小数点以下 2 位未満の端数は、切り捨てる。また、事務所位置点数は地域密着型を選定した場合に評価対象とする。

(3) 審査方法

評価点数の最も高い者が、当該入札案件に係る調達公告で示した入札参加者の条件（以下「資格条件」という。）を具備しているか否かの審査を行うものとする。

なお、資格条件を満たさない場合は、その者を失格又は無効とし、次に評価点数の高い者を審査し、資格条件を具備する者のうち評価点数の最も高い者が確定されるまで審査を行うものとする。

(調達公告等)

第 8 条 発注機関は、対象業務を入札に付そうとするときは、入札参加条件その他対象業務の公募に関し必要な事項を調達公告に記載し、発注機関の事務所の掲示板、又はインターネットの県ホームページ（以下「入札情報 HP」という。）に掲示するものとする。

(応募書類等の提出)

第 9 条 総合評価競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）のうち、共同企業体、紙入札等により参加する者は、調達公告で定める応募書類のほか、総合評価競争入札参加申込書作成要領等に従い技術評価点に関する調書（様式第 1 号～第 3 号のうち該当するもの）を作成し、調達公告で定める期日までに発注機関に提出するものとする。なお、共同企業体で総合評価競争入札（簡便型）に参加する場合には、各構成員別に調書を作成するものとする。

2 入札参加者は、虚偽の応募書類の提出又は鳥取県の入札において恒常に配置技術者の事後変更を繰り返すなど悪質性が高い場合は、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づき資格停止等を行う場合がある。

(入札、開札及び落札)

第 10 条 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、総合評価競争入札において入札書を開札したときは、その入札状況（応札者、入札価格、第 7 条第 1 号に規定する評価項目毎の評価点数及び落札予定者をいう。）を入札参加者全員に通告した上で落札の決定を保留する。ただし、電子入札の場合にあっては、当該通告に替えて、入札参加者全員に落札の決定を保留した旨の通知を電子入札システムにより送信するものとする。

2 入札参加者は、開札前又は落札の決定を保留した旨の通知を受けた後に配置技術者の手持ち件数が上限を超えることが明らかとなった場合は、速やかに入札執行者へ申し入れること。

(入札状況等の公表)

第11条 入札執行者は、第10条の規定により落札決定を保留したときの入札状況及び第7条の規定により落札者を決定したときの入札状況を入札情報HPに登録し、公表するものとする。

(入札結果に係る疑義の申出)

第12条 総合評価競争入札の参加者は、入札結果に疑義があるときは、前条の規定に基づき入札情報が公表された日（当該日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下この条において「休日」という。）である場合は、その翌日以降で休日に当たらない日とする。）の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求める旨の申出をすることができる。

2 発注機関は、前項の申出があったときは、当該申出の日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。この場合において、発注機関は、必要があると認めるときは、資格審査委員会（鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領（平成22年3月30日付第200900207123号鳥取県国土整備部長通知）に基づき発注機関が設置するものをいう。）に当該申出の内容を報告し、その後の対応を協議するものとする。

(落札決定)

第13条 入札執行者は、前条第1項に定める日までに入札参加者から異議申出がないとき、又は異議申出の内容に理由がないと認められる場合であって、第7条により落札予定者が決定している場合、落札予定者に対し落札決定を行うものとする。

2 入札執行者は、異議申出の内容に落札決定を否とする理由があると認めたときは、資格審査委員会に報告し、その後の対応を協議するものとする。

(配置技術者の事後変更等)

第14条 総合評価競争入札において、落札の決定を受けて測量等業務を受託した者が、その後やむを得ない事由により配置技術者を変更する場合の取り扱いについては、測量、地質・土質調査、設計業務、用地調査等の各共通仕様書の記載によることとする。

2 発注者が配置技術者の変更を承諾する場合は、変更となる配置技術者が、受託者が入札時に提示した配置技術者の有する資格・実績の技術点数と同点以上の資格・実績を有する者である場合（以下「同点以上の配置技術者」という。）とする。ただし、同点以上の配置技術者を配置できない場合、受注者は発注機関に協議するものとする。

3 総合評価競争入札において、落札の決定を受けて測量等業務を受託した者は、配置技術者の選任通知書を当初契約日に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表第1) 入札参加条件

項目	地域密着型	簡便型
単独・共同企業体の別	—	<p>ア 発注機関は、業務内容等に応じ、単独・共同企業体の別（以下、「企業区分」という。）を、いずれか又は両方設定すること。なお、予定価格が10,000千円以上の業務に限り共同企業体を設定することができる。</p> <p>イ 企業区分を両方設定する場合は、調達公告日の属する同一年度において、入札者が選択できる企業区分は同一発注業種において同一とすること。</p>
共同企業体の要件	—	共同企業体として入札参加する場合は、各構成員の出資割合が30パーセント以上、かつ、出資比率の最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときはそのいずれか）が代表構成員であること。なお、調達公告日の属する同一年度において、共同企業体の各構成員、出資比率、代表構成員は同一とすること。
本店の所在地		県内に本店を有する有資格者（準県内業者（県外に本店を有する有資格者で、入札規則別表第5の測量等業務の項の右欄に定める条件を具備するため、県内に本店を有する有資格者と同様な取扱いを行うこととした有資格者をいう。以下同じ。）を含む。）であること。
低価格入札者等の条件		成果品重点確認要綱に定める成果品重点確認入札者又は鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）に定める低価格入札者は、当該測量等業務の落札者としない場合があること。
技術者の保有等の要件		鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知。以下「制限付要綱」という。）第5条第2項第2号の規定に準じて、業務の難易度・規模に応じて技術者の保有等の条件を設けること。 なお、簡便型で共同企業体として入札に参加する場合は、共同企業体として条件を満たしていればよいものとすること。
建設コンサルタント登録等	—	制限付要綱第5条第2項第1号の規定に準じて、業務の難易度・規模に応じて建設コンサルタント登録部門（業務に該当する登録部門）等を条件とすること。
同種業務実績	—	制限付要綱第5条第2項第3号の規定に準じて、業務の難易度・規模に応じて過去10年間の受注実績又は常勤の技術者の管理技術者、主任技術者、現場代理人、主任担当者、照査技術者（以下「配置技術者」という。）又は担当技術者としての履行実績を求めること。
配置技術者等の要件		<p>ア 配置技術者等は、県内の事務所等の常勤の技術者であること。</p> <p>イ 入札者の管理技術者、主任担当者又は照査技術者（以下「配置技術者」という。）が、県土整備部発注の対象業務（入札書提出期間の開始日までに選任通知書が提出され、かつ、業務完了通知書が提出されていない業務に限る。）において同一発注業種の配置技術者（複数の業種からなる他業種における配置技術者を除く。）として選任されている予定価格が地域密着型においては400万円以上1,000万円未満、簡便型においては1,000万円以上の業務（以下「配置技術者の手持ち業務」という。）の件数が3件未満であること。</p> <p>なお、これには単独受注、共同企業体での受注のいずれも含まれ、共同企業体の場合、出資割合による契約金額の按分は行わない。</p> <p>ウ 簡便型においては、制限付要綱第5条第2項第4号の規定に準じて、業務の難易度・規模に応じて配置予定技術者の特定資格及び過去10年間の同種業務の履行実績を求めること。</p>

別表第2 (第6条関係)

業務分野ごとの有効資格

業務分野		技術者1		技術者2	技術者3	技術者4	技術者5
大分類	小分類	技術士		RCCM 登録部門等			
		技術部門	選択科目				
土木関係建設コンサルタント業務	共通	・一般構造物設計	総合技術監理又は建設	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート部門又はコンクリート診断士	測量士 地質調査技士 技術士 補等	その他 技術者
		・環境調査のうち 単体の生物調査(オオサンショウウオ等)	"	建設環境	建設環境部門		
	河川分野	・河川環境調査	"	河川、砂防及び海岸・海洋 建設環境	河川、砂防及び海岸・海洋部門 建設環境部門		
		・河川調査・計画 ・築堤護岸設計	"	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋部門		
		・河川構造物設計	"	河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート	河川、砂防及び海岸・海洋部門 鋼構造及びコンクリート部門又はコンクリート診断士		
	海岸分野	・海岸調査・計画	"	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋部門		
		・海岸構造物設計	"	河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート	河川、砂防及び海岸・海洋部門 鋼構造及びコンクリート部門又はコンクリート診断士		
	道路分野	・道路環境調査	"	道路 建設環境	道路部門 建設環境部門		
		・道路網調査 ・道路設計		道路	道路部門		
		・農道設計	総合技術監理、建設又は農業	道路 農業農村工学(農業土木も可。以下同じ)	道路部門 農業土木部門		
		・トンネル設計 ・トンネル点検	総合技術監理又は建設	トンネル	トンネル部門		
		・道路構造物設計 ・地下構造物設計 ・橋梁設計 ・道路施設等点検	"	道路 鋼構造及びコンクリート	道路部門 鋼構造及びコンクリート部門又はコンクリート診断士		

業務分野		技術者 1		技術者 2	技術者 3	技術者 4	技術者 5			
大分類	小分類	技術士		R CCM 登録部門等						
		技術部門	選択科目							
土木関係建設コンサルタント業務	砂防・治山及び地すべり対策分野	・砂防環境調査	"	河川、砂防及び海岸・海洋 建設環境	河川、砂防及び海岸・海洋部門 建設環境部門	測量士 地質調査技士 技術士 補等	その他 技術者			
		・砂防調査・計画 ・砂防施設設計 ・急傾斜地対策調査・計画 ・急傾斜地対策施設設計 ・雪崩対策調査及び設計	"	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋部門					
		・治山調査・計画 ・治山施設設計	総合技術監理、建設又は森林	河川、砂防及び海岸・海洋 森林土木	河川、砂防及び海岸・海洋部門 森林土木部門					
		・地すべり対策調査、機構解析及び設計	総合技術監理又は建設 総合技術監理又は応用力学	土質及び基礎 地質	土質及び基礎部門 地質部門					
	港湾及び漁港分野	・港湾等環境調査	総合技術監理又は建設	港湾及び空港 建設環境	港湾及び空港部門 建設環境部門					
		・港湾等調査計画 ・港湾等設計	"	港湾及び空港	港湾及び空港部門					
	都市計画分野	・都市計画	"	都市計画及び地方計画部門	都市計画及び地方計画部門					
		・総合交通体系	"	道路	道路部門					
	公園緑地分野	・公園緑地設計	"	都市計画及び地方計画部門	造園部門					
	下水道分野	・下水道設計	総合技術監理又は上下水道 総合技術監理又は農業	下水道 農業土木	下水道部門 農業土木					
		・総合解析 ・弾性波探査	総合技術監理又は建設 総合技術監理又は応用力学	土質及び基礎 地質	土質及び基礎部門 地質部門					

業務分野		技術者 1 補償業務管理者・ 補償業務管理士	技術者 2	技術者 3
大分類	区分	部門		
補償関係コン サルタント業 務	土地調査	土地調査	測量士 一級建築士	測量士補 二級建築士等
	物件	物件		
	機械工作物、 営業、特殊補償	機械工作物又は 営業補償・特殊補償		
	事業損失	事業損失		
	土地評価	土地評価		
	補償関連	補償関連又は総合補償		

別表第3－1（第7条地域密着型関係）（土木関係建設コンサルタント業務）

技術点の採点基準

配点の要素	配 点					
事務所の位置 当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。	当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。			当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。		
	技術者数5名以上		技術者数2名以上5名未満		県内に本店を有する業者	準県内業者
	35点	20点	15点	10点	5点	
配置技術者 (管理技術者)	技術士		R CCM等		その他	
	3点		1.5点		0点	
配置技術者 (照査技術者)	技術士		R CCM等		その他	
	1点		0.5点		0点	
会社の手持ち業務件数	-30点^ (1/会社の手持ち業務件数) の累計					
資格停止等 なし	2週間以下	2週間超~1月以下	1月超~2月以下	2月超~3月以下	3月超	
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点
会社の業務成績評定点	10点 ×	{ 過去暦年3年間の評定平均点-65点 35 }				}

別表第3－2（第7条地域密着型関係）（補償関係コンサルタント業務）

技術点の採点基準

配点の要素	配 点							
事務所の位置 当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。	当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。			当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。				
	技術者数5名以上		技術者数2名以上5名未満		県内に本店を有する業者	準県内業者		
	35点	20点	15点	10点	5点			
配置技術者 (照査技術者)	部門が区分と一致する場合			部門が区分と一致しない場合				
	5点			0点				
会社の手持ち業務件数	-30点^ (1/会社の手持ち業務件数) の累計							
資格停止等 なし	2週間以下	2週間超~1月以下	1月超~2月以下	2月超~3月以下	3月超			
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点		
会社の業務成績評定点	10点 ×	{ 過去暦年3年間の評定平均点-65点 35 }				}		

注) 地域密着型

- 1 配置技術者のうち加点の対象とするのは、それぞれ、調達公告の小分類又は区分で定める「技術者」に有効な資格を有する技術者とする。
- 2 「会社の手持ち業務件数」は、県が発注した地域密着型総合評価競争入札により調達公告日の属する年度の期間（以下「本年度」という。）において落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない又は、調達公告日までに業務完了通知書が提出され、開札日前日までに検査が完了していない同一業種の業務を対象とする。
- 3 「会社の業務成績評定点」は、同一業種の委託に係るものに限るものとする。
- 4 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に定める資格停止等をいい、資格停止等を受けた期間（以下「資格停止期間」という。）に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
- 5 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間（暦年）に行われた検査の評定点の平均とする。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
- 6 共同企業体の場合は、次の表により各配点要素を決定する。

配点の要素	決定方法
配置技術者の資格	共同企業体の中から選任された配置技術者の資格により決定
会社の手持ち業務件数	各構成員の手持ち業務件数の合計値により決定
資格停止	代表者の資格停止期間により決定
会社の業務成績評定点	代表者の業務成績評定点により決定

- 7 次の表の左欄に掲げる技術者については、それぞれ同表右欄の条件を満たすこと。

技術者	条件
技術士	<p>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第3項の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第32条の規定に基づく登録を受けていること。ただし、次に掲げる技術部門及び選択科目に限るとともに、過去3年間に完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した実績を有していること。なお、実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設部門（選択科目：①土質及び基礎、②鋼構造及びコンクリート、③都市及び地方計画、④河川、砂防及び海岸・海洋、⑤港湾及び空港、⑥電力土木、⑦道路、⑧トンネル、⑨施工計画、施工設備及び積算、⑩建設環境） ・上下水道部門（選択科目：①上水道及び工業用水道、②下水道） ・農業部門（選択科目：①農業農村工学） ・森林部門（選択科目：①森林土木） ・水産部門（選択科目：①水産土木） ・応用理学部門（選択科目：①地質） ・総合技術監理部門（選択科目：①土質及び基礎、②鋼構造及びコンクリート、③都市及び地方計画、④河川、砂防及び海岸・海洋、⑤港湾及び空港、⑥電力土木、⑦道路、⑧トンネル、⑨施工計画、施工設備及び積算、⑩建設環境、⑪上水道及び工業用水道、⑫下水道、⑬農業農村工学、⑭森林土木、⑮水産土木、⑯地質）
シビルコンサルティングマネージャ（RCC M）	<p>一般社団法人建設コンサルタント協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、その登録を受けていること。ただし、次に掲げる専門技術部門に限るとともに、過去3年間に完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した実績を有していること。なお、実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。</p> <p>①河川、砂防及び海岸・海洋部門、②港湾及び空港部門、③電力土木部門、④道路部門、⑤上水道及び工業用水道部門、⑥下水道部門、⑦農業土木部門、⑧森林土木部門、⑨造園部門、⑩都市計画及び地方計画部門、⑪地質部門、⑫土質及び基礎部門、⑬鋼構造及びコンクリート部門、⑭トンネル部門、⑮施工計画、施工設備及び積算部門、⑯建設環境部門、⑰水産土木部門</p>

測量士・ 測量士補	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 50 条又は第 51 条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第 49 条の規定に基づく登録を受けていること。
コンクリート 診断士	公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート診断士試験に合格し、その登録を受けていること。ただし、過去 3 年間に完了したに完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した実績を有していること。なお、実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。
地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験に合格し、その登録を受けていること。
技術士補等	技術士法第 4 条第 2 項又は第 31 条の 2 第 2 項に規定に基づく資格を有し、かつ、1 年以上の実務経験を有していること。または、各該当科目・部門に該当しない技術士。
その他技術者	測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務に従事し、1 年以上の実務経験を有していること。
補償業務管理者	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 3 条第 1 項に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者であること。
補償業務管理士	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修を受け、及びその検定資格を有し、かつ、その登録を受けていること。
一級建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 12 条から第 14 条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、かつ同法第 4 条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 12 条から第 14 条までの規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、かつ同法第 4 条の規定に基づく免許を受けていること。
木造建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 12 条から第 14 条までの規定に基づき実施される木造建築士試験に合格し、かつ同法第 4 条の規定に基づく免許を受けていること。
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 4 条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第 15 条の規定に基づく登録を受けていること。
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 4 条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第 15 条の規定に基づく登録を受けていること。
技術士（機械又 は電気・電子）	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 3 項の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第 32 条の規定に基づく登録を受けていること。
税理士	税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 18 条に規定する税理士
公認会計士	公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 17 条に規定する公認会計士
会計士補	公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 17 条に規定する会計士補
中小企業診断士	中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和 38 年通商産業省令第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する診断士
公共用地取得実 務経験者	国、地方公共団体等にあって、公共用地の取得等に関する実務の経験を 10 年以上有する者であること。

- 8 配置技術者の資格は、技術者状況調査報告（技術者の保有状況及び当該技術者が有する資格等について、県内に本店を有する有資格者から報告を求める）をいう。以下同じ。）に基づく報告を行い、入札書提出期間の開始日までに県に登録されている最新のデータとする。
- 9 別表第 3-1 の「その他」を選択する場合は、電子入札システムにおいては「RCCM 等」を選択し、技術点に関する調査の調達公告で定める資格の名称に実務経験者と記載すること。

別表第4－1（第7条簡便型関係）（土木関係建設コンサルタント業務）

技術点の採点基準

配点の要素	配 点				
技術者数1 (技術士)	1.0点/人（上限3人）				
技術者数2 (RCCM、コンクリート診断士)	0.6点/人（上限10人）				
技術者数3 (測量士、地質調査技士)	0.2点/人（上限10人）				
技術者数4 (技術士補等)	0.1点/人（上限10人）				
技術者数5 (その他技術者)	0.1点/人（上限10人）				
配置技術者 (管理技術者)	技術士	RCCM等	その他		
	3点	1.5点	0点		
	同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務件数				
	3件以上	2件	1件	0件	
	3点	2点	1点	0点	
	優良業務表彰の有無				
	実績あり	実績なし			
	1点	0点			
	若手技術者の配置の有無				
	配置あり	配置なし			
	1点	0点			
配置技術者 (照査技術者)	技術士	RCCM等	その他		
	1点	0.5点	0点		
	同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務の有無				
	実績あり	実績なし			
	1点	0点			
	優良業務表彰の有無				
	実績あり	実績なし			
	0.3点	0点			
	若手技術者の配置の有無				
	配置あり	配置なし			
	0.3点	0点			
会社の手持ち業務件数	-30点^ (1/会社の手持ち業務件数) の累計				
男女共同参画 推進企業認定	認定済			未認定	
	1点			0点	
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超～1ヶ月以下	1ヶ月超～2ヶ月以下	2ヶ月超～3ヶ月以下
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点
会社の業務成績評定点	15点 ×	{ 過去暦年3年間の評定平均点-65点 35 }			

別表第4－2（第7条簡便型関係）（補償関係コンサルタント業務）

技術点の採点基準

配点の要素	配 点				
技術者数1 (補償業務管理者・ 補償業務管理士)	0.6点/人（上限10人）				
技術者数2 (測量士・一級建築 士)	0.2点/人（上限10人）				
技術者数3 (測量士補、二級建 築士等)	0.1点/人（上限10人）				
配置技術者 (主任担当者)	同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務件数				
	3件以上	2件	1件	0件	
	3点	2点	1点	0点	
	優良業務表彰の有無				
	実績あり		実績なし		
	1点		0点		
	若手技術者の配置の有無				
	配置あり		配置なし		
	1点		0点		
	部門が区分と一致する場合		部門が区分と一致しない場合		
配置技術者 (照査技術者)	5点		0点		
	同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務の有無				
	実績あり		実績なし		
	1点		0点		
	優良業務表彰の有無				
	実績あり		実績なし		
	0.3点		0点		
	若手技術者の配置の有無				
	配置あり		配置なし		
	0.3点		0点		
会社の 手持ち業務件数	-30点^(1/会社の手持ち業務件数)の累計				
男女共同参画 推進企業認定	認定済			未認定	
	1点			0点	
資格停止等	なし	2週間 以下	2週間超～ 1月以下	1月超～ 2月以下	2月超～ 3月以下
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点
会社の 業務成績評定点	15点 ×	$\left\{ \frac{\text{過去暦年3年間の評定平均点}-65\text{点}}{35} \right\}$			

注) 簡便型

- 1 「技術者数」は、注) 地域密着型 7 の表中において定める条件に該当し、かつ、調達公告で定める業務分野及び「技術者数」に有効な資格を有する技術者の合計人数とする。
- 2 各業務分野における「技術者数」について、技術者の重複計上は認めない。
- 3 配置技術者のうち加点の対象とするのは、それぞれ、調達公告の小分類又は区分で定める「技術者」に有効な資格を有する技術者とする。
- 4 配置技術者（管理技術者等）の「同種業務における配置技術者として成績評定点 85 点以上の業務件数」及び配置技術者（照査技術者）の「同種業務における配置技術者として成績評定点 85 点以上の業務の有無」とは、過去 5 年間に県が発注した業務のうち、調達公告で定める別表第 2 の業務分野の小分類から選択した業務項目ごとに配置技術者として従事した業務（管理技術者においては担当技術者、主任担当者においては担当技術者として従事した業務を含む。）において、管理技術者等においては成績評定点 85 点以上の業務件数、照査技術者においては成績評定点 85 点以上の業務の有無をいうものとする。なお、対象となる業務実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。
- 5 「過去 5 年間に県が発注した業務」とは、調達公告日の 5 年前の日の属する年度の 4 月 1 日から前年度の 3 月 31 日までの間に業務の完了検査日が含まれる業務をいう。
- 6 配置技術者（担当技術者を含む。）の実績について、業務の履行期間中に、交代等により当該技術者として配置されていない期間のある者については、その者が当該業務に当該技術者として配置されていた期間が履行期間の半分を超える場合に限り、認めるものとする。
- 7 配置技術者（管理技術者等）及び配置技術者（照査技術者）の「優良業務実績」とは、過去 5 年間に県が優良業務として表彰した業務のうち、技術者状況調査に基づく報告を行い、調達公告で定める発注業種ごとに配置技術者として従事した業務（管理技術者、主任担当者又は照査技術者として従事した業務に限る。）において、優良業務とされた有無をいうものとする。なお、対象となる業務については、所属する会社が同じであることを必要としない。
- 8 配置技術者（管理技術者等）及び配置技術者（照査技術者）の「若手技術者の配置」とは、調達公告日の属する年度の 4 月 1 日時点において 45 歳以下の技術者を対象とする。
- 9 「会社の手持ち業務件数」は、県が発注した総合評価競争入札（簡便型に限る）により調達公告日の属する年度の期間（以下「本年度」という。）において落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない又は、調達公告日までに業務完了通知書が提出され、開札日前日までに検査が完了していない発注業種が同一の業務を対象とする。なお、会社の手持ち業務件数は、次のとおり算出するものとする。
(会社の手持ち業務件数) = {単独での受注実績件数} + {共同企業体での受注実績件数}
- 10 「会社の業務成績評定点」は、発注業種が同一の委託に係るものに限るものとする。
- 11 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 2007001919155 号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に定める資格停止等をいい、資格停止等を受けた期間（以下「資格停止期間」という。）に応じ資格停止期間の 2 倍の期間において減点する。
- 12 「過去暦年 3 年間の評定平均点」は、本年度の直前の 3 年間（暦年）に行われた検査の評定点の平均とする。この場合において、その配点が 0 点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0 点とする。
- 13 共同企業体の場合は、次の表により各配点要素を決定する。

配点の要素	決定方法
技術者数	各構成員の技術者数の合計値により決定
配置技術者の資格・実績	共同企業体の中から選任された配置技術者の資格・実績により決定
会社の手持ち業務件数	各構成員の手持ち業務件数の合計値により決定
男女共同参画推進企業認定	代表者の認定状況により決定
資格停止	代表者の資格停止期間により決定
会社の業務成績評定点	代表者の業務成績評定点により決定

- 14 技術者数、配置技術者の資格及び男女共同参画推進企業認定は、技術者状況調査に基づく報告を行い、入札書提出期間の開始日までに県に登録されている最新のデータとする。
- 15 別表第4－1の「その他」を選択する場合は、電子入札システムにおいては「RCCM等」を選択し、技術点に関する調査の調達公告で定める資格の名称に実務経験者と記載すること。
- 16 別表第4－2の技術者数3には、補償関係コンサルタント業務従事者として登録されている技術者を計上することができる。

様式第1号（第9条地域密着型関係）

技術点に関する調書

入札参加希望者名（構成員名）：

業者番号：

発注業種：

部門・分野：

1 配置予定技術者

	管理技術者・主任担当者	照査技術者
配置予定技術者 番号・氏名		
調達公告で定める資格の名称（技術士、RCCM等）	名称（ 該当部門・科目 ())	名称（ 該当部門・科目 ()) ※補償関係コンサルタント業務の場合のみ 部門が一致する・しない
手持ち業務の状況	計 件	計 件

配置予定技術者点数（合計） 点

2 会社の手持ち業務件数 合計 件

様式第2号（第9条簡便型関係）

技術点に関する調書

入札参加希望者名（構成員名）：

業者番号：

発注業種： 土木関係建設コンサルタント業務

部門・分野：

1 会社技術者点数 _____ 点

2 男女共同参画推進企業認定

種 別	認定状況
男女共同参画推進企業認定	有り・無し

3 配置予定技術者

	管理技術者	照査技術者
配置予定技術者 番号・氏名		
調達公告で定める資格の名 称（技術士、RCCM等）	名称（ ） 該当部門・科目 ()	名称（ ） 該当部門・科目 ()
同種業務における成績評定 点85点以上の業務実績	計 件	実績 有・無
優良業務表彰実績	有・無	有・無
若手技術者配置	有・無	有・無
手持ち業務の状況	計 件	計 件

配置予定技術者点数（合計） _____ 点

4 会社の手持ち業務件数 合計 件

様式第3号（第9条簡便型関係）

技術点に関する調書

入札参加希望者名（構成員名）：_____

業者番号：_____

発注業種：補償関係コンサルタント業務

部門・分野：_____

1 会社技術者点数 _____ 点

2 男女共同参画推進企業認定

種 別	認定状況
男女共同参画推進企業認定	有り・無し

3 配置予定技術者

	主任担当者	照査技術者
配置予定技術者 番号・氏名	_____	_____
調達公告で定める資格の名 称（補償業務管理者、補償 業務管理士）	名称（ ） 該当部門・科目（ ）	名称（ ） 該当部門・科目（ ） ※部門が一致する・しない
同種業務における成績評定 点85点以上の業務実績	計 件	実績 有・無
優良業務表彰実績	有・無	有・無
若手技術者配置	有・無	有・無
手持ち業務の状況	計 件	計 件

配置予定技術者点数（合計） _____ 点

4 会社の手持ち業務件数 合計 件